

山口県労働保険指導協会だより

令和6年新春号

謹賀新年

旧年中は大変お世話になりました
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます



旧年中は新型コロナウイルス感染症の取扱いが五月八日より五類に移りましたが、まだインフルエンザ等も含めて新規感染者は増え続けておりますので油断は大敵です。



また「南海トラフ地震」が今後三〇年間で約七割の確率で起こると言われております。想定される経済的損失は約二二〇兆円、推定死亡者は三十二万三千人と見積もられています。発生時には今まで経験したことのない大災害となることが予想されます。災害に備えて経営の安定化を図っていきましょう。



近年続く少子化で年間あたりの出生数が八〇万人を切りました。将来的に生産年齢人口が減少しますので、引き続き職場の人手不足が予想されます。人事・労務管理の改善等により、経営の健全化を図りましょう。



経営には必ず様々なリスクがありますので健全で安定した経営を続けるためにも最低限、社会保険や国からの助成金等を活用して、来たるべき困難を乗り越えていこうではありませんか。

職員・役員一同

目次

労働時間	年収の壁 対応策	時間外労働 の割増賃金
労働が労働時間とみなされる判断基準	年収106万円以上での社会保険加入に対し助成金	割増賃金計算の基礎知識(割増率、端数処理等)
8 p	6 p	2 p
残業のカウントを正しく行いましょう	年収130万円以上でも連続2年まで被扶養者認定	月60時間超の時間外労働の割増賃金の計算法
7 p	5 p	3 p
		年収の壁への2つの対応策(令和5年10月)
		4 p

〒753-0075 山口市中園町4-26

山口県労働保険指導協会



083-902-2365

は 6 時間

$$1176 \text{ 円} \times 1.5 \text{ (} 1.25 + 0.25 \text{)} \times 6 \text{ 時間} = 10584 \text{ 円}$$

■月 60 時間を超える時間外労働 10 時間

$$1176 \text{ 円} \times 1.5 \times 10 \text{ 時間} = 17640 \text{ 円}$$

■休日労働（深夜労働があった 1 時間は除く）は 7 時間

$$1176 \text{ 円} \times 1.35 \times 7 \text{ 時間} = 11113 \text{ 円}$$

■休日労働＋深夜労働は 1 時間

$$1176 \text{ 円} \times 1.6 \text{ (} 1.35 + 0.25 \text{)} \times 1 \text{ 時間} = 1882 \text{ 円}$$

全部の割増賃金を足すと 120599 円

総支給額は

$$19 \text{ 万} + 1 \text{ 万} + 1 \text{ 万} + 1 \text{ 万} + 120599 = 340599 \text{ 円}$$

割増賃金計算の注意点

- 時間外労働の割増賃金の割増率は月 60 時間超 **50%以上**、月 60 時間以下は **25%以上**→詳細は E
- 時間外労働の算定には**法定休日労働は含めない**
- 時間外労働が **22 時～翌 5 時（深夜労働）**の場合は時間外労働や休日労働の割増賃金に加えて深夜割増率の **25%以上**→詳細は E
- 週法定労働時間 40 時間**（一部の業種は 44 時間）を超える勤務は**時間外労働**（7 ページも参照）
- 「割増賃金の基礎となる賃金」から控除できる賃金は 7 つ→詳細は A
- 労働時間と賃金の端数処理を正しく→詳細は C と D

A. 割増賃金の基礎となる給料からは控除できる手当は次の 7 つです。

家族手当／通勤手当／別居手当／住宅手当
臨時に支払われた賃金／子女教育手当

1 か月を超える期間毎に支払われた賃金

B. 労働時間の計算で認められる端数処理

割増賃金の計算に関わる労働時間は **1 分**

単位で計上すること。1 か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合に、**30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げる**こと。

C. 割増賃金で認められる端数処理

- ① 1 時間当たりの賃金額および割増賃金額に 1 円未満の端数が生じた場合、**50 銭未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 円に切り上げる**こと。
- ② 1 か月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に 1 円未満の端数が生じた場合、①と同様に処理すること。

D. 1 か月の賃金で認められる端数処理

- ③ 1 か月の賃金支払額（賃金の一部を控除して支払う場合には控除した額。以下同じ）に 100 円未満の端数が生じた場合、**50 円未満の端数を切り捨て、それ以上を 100 円に切り上げて支払う**こと。
- ④ 1 か月の賃金支払額に生じた **1000 円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払う**こと。



③と④を行うには**就業規則への定めが必要です**。

E. 時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金率は次の表の通りです。

種類	支払う条件	割増賃金の割増率	+深夜労働を行った時の割増率
法定時間外労働	法定時間を超えて労働した時	月60時間以下 → 25%以上	時間外労働（月60時間以下） +深夜労働→ 50%以上
		月60時間超 → 50%以上	時間外労働（月60時間超） +深夜労働→ 75%以上
法定休日労働	法定休日に労働した時	35%以上	休日労働+深夜労働 → 60%以上

法定労働時間は 1 日 8 時間、週 40 時間（一部の業種は 44 時間）です。
法定休日とは毎週 1 日の休日か 4 週を通じて 4 日以上の日です。

注意:法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えて労働するには36協定の締結と届出が必要です。

割増賃金計算の基礎知識&計算の実践例

月60時間を超える時間外労働の割増賃金の計算法

7ページの「残業のカウントを正しく行いましょう」も参照



月60時間を超える時間外労働

割増賃金の基礎となる賃金

時間外労働の上限規制と
36協定



令和5年4月から月60時間を超える時間外労働の割増賃金の割増率が50%以上に改定されました。月60時間以内の同割増率は引き続き25%以上です。

時間外労働の割増賃金の計算は、休日労働や深夜労働の割増賃金の計算も関わり複雑です。割増賃金の計算の注意点（2ページ）に気をつけながら下記の例で割増賃金を計算してみましょう。

割増賃金の計算例

Aさんの給与は月末締め翌月10日払い、法定休日は日曜日。土曜は所定休日。基本給19万、住宅手当、通勤手当、精皆勤手当は各1万円。1か月の平均所定労働時間は170時間。1日の所定労働時間は8時間。上表の月～金の時間数が1日の所定労働時間（8時間）を超えた時間数、土曜の時間数は労働時間数（週の法定労働時間を超えているので土曜は原則、時間外労働）、日曜の時間数は法定休日労働数。■色は月の法定時間外労働60時間以下で割増率25%、■色は月の法定時間外労働60時間超で50%、休日労働35%、深夜労働25%で計算してください。

所定労働時間の1日8時間を超えた時間数
（ ）内は、上述の時間数中の深夜労働時間数

労働時間数
（ ）内は労働時間数
中の深夜労働時間数

日	月	火	水	木	金	土
	1 (1) 5時間	2 (1) 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 (1) 8時間
7 (1) 5時間	8 2時間	9 3時間	10 (1) 5時間	11	12 (1) 5時間	13 (1) 5時間
14 休	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 休
21 休	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 3時間	27 休
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

法定休日労働数

- 1週目：労働時間63時間【時間外労働23時間（うち深夜労働3時間）】
- 2週目：休日労働を除く労働時間60時間【時間外労働20時間（うち深夜労働3時間）】休日労働5時間（うち深夜労働1時間）
- 3週目：労働時間51時間【時間外労働11時間】
- 4週目：労働時間52時間【時間外労働12時間】 ← 60時間を超えた
- 5週目：休日労働を除く労働時間28時間【時間外労働4時間】休日労働3時間

解説

割増賃金の計算式は次の通りです。

1時間あたりの賃金額 × 割増率 × 時間外労働数（もしくは休日労働数、深夜労働数）

① **1時間あたりの賃金額（月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間）**を計算します。

計算の基礎となる月給には精皆勤手当を含め、住宅手当と通勤手当は除くので（A参照）、19万円+1万円で20万円。
20万円 ÷ 170時間 = 1176.47円

② **割増賃金の計算式にあてはめます。**

■月60時間以内の時間外労働（深夜労働があった6時間は除く）は54時間

1176円 × 1.25 × 54時間 = 79380円

■月60時間以内の時間外労働 + 深夜労働

令和5年10月より「年収の壁」に対する2つの対応策が発令

① 年収130万円以上でも連続2年まで被扶養者に認定

② 「106万の壁」には最大50万円／人の支援

ただし、約2年のつなぎ措置です。



詳しくは
厚生労働省の
ホームページ

? 年収の壁とは…

(下表参照)



年収が一定額を超えると
扶養から外れて社会保険料

や所得税等が生じて労働者の手取りが減
る年収の壁と呼ばれるものがあります。

? 年収の壁による障害は…

年収の壁の範囲内で働いている被扶養
者が繁忙期等に残業をした場合には、年
末などに就業調整をするのが一般的で
す。その時期には、パートさん等は働き
たいのに働けず会社は人手不足になると
いう事態が起きているのが現状です。

? 2つの対応策の特徴は…

そこで、その状況に対する2つの対応
策が令和5年10月より発令されました。

? 事業主がやるべきことは…

日本の労働人口は2040年には20%
減少する見通しで、今後は人手不足が深
刻化していくでしょう。物価高騰のため
に労働意欲が高まっている時流に乗り、
パートさん等が年収の壁を気にせずに働
ける労働環境を整えることが急務です。
キャリアアップ助成金もご活用ください。

詳細は下図、5～6ページをご覧ください。

なお、130万の壁の対応策は、恒常的に
年収130万円未満で働く方が一時的に労働
時間を増やせるようにする措置です。一
方、106万の壁の対応策は、恒常的に年収
106万円以上働くことを応援する（社会保
険加入を促進する）助成金です。

106万の壁

従業員101人以上の企業では社会保険（健康
保険・厚生年金保険）への加入義務が生じ
て社会保険料が発生する。（令和6年10月よ
り51人以上の企業で加入義務が発生する）

対応策

年収106万円以上になったパート従業員等が
健康保険や厚生年金保険に加入したことに併
せて、手取り収入を減らさない取組を実施す
る企業に対し労働者1人あたり最大50万円
の支援。令和5年10月1日～（6ページ）

130万の壁

扶養者（配偶者等）の社会保険の扶養
から外れ、国民健康保険、国民年金（一
定条件を満たした場合には健康保険、
厚生年金保険）等の加入義務が生じて
社会保険料が発生する。

対応策（5ページ上）

年収130万円以上になっても連続2回（年）まで被
扶養認定される。被扶養者の勤務先の証明が必要。
令和5年10月20日以降の被扶養者の認定から。
令和7年に予定されている年金制度改正までのつなぎ措置。

年収の壁の対応策①
年収130万円以上でも
被扶養者の勤務先の証明があれば
連続2年まで被扶養者に認定



? 130万の壁の現状

年収130万円（60歳以上は年収180万円）以上になると扶養者（配偶者など）の社会保険の扶養から外れます。一定要件を満たした場合には、国民健康保険、国民年金（健康保険、厚生年金保険）等に加する義務が生じ、労働時間が増えたけれども手取りが減るといった現象が起こります。

? 対応策と要件

年収130万円以上でも**連続2回（連続2年間）までは被扶養者に認定**されます。ただし、雇用契約上、通常期は年収130万円未満（60歳以上の場合には年収180万円未満）の就労で、人手不足に伴う労働時間延長等により、**一時的に収入が増えた場合に限り**ます（被扶養者の認定を受ける方の雇用主の証明が必要）。

? 対象期間

令和5年10月20日以降の扶養認定から有効。令和7年に予定されている年金制度改正までのつなぎ措置です。

? 手続き方法

★パートさん（被扶養者）…事業主に「**一時的な収入変動である旨**」の証明書を発効してもらってください。

証明書の様式はQRコード。



★パートさんの配偶者（扶養者）…被扶養認定の際に、**被扶養者の勤務先が発行した証明書を添付**してください。

? 注意事項

★被扶養者の認定は遡及しません。

★「**一時的な収入変動**」と認められる上、**限額は定められていません**。ただし、被扶養者の年収が扶養者（配偶者）の年収を超えた時などには、被扶養者の認定が取り消される場合があります。

★被扶養者の勤務先が証明すべき**収入証明書の労働期間**については右上のQRコードをご確認の上、**詳細は扶養者（配偶者など）の健康保険組合などにご確認ください**。被扶養者の認定には審査があります。

103万の壁

106万の壁

130万の壁

150万の壁

201万の壁

年収	扶養者 税金の控除	被扶養者（60歳未満のパートさんの場合）		
		住民税	所得税	社会保険料
100万超 103万以下	配偶者控除や 扶養控除	支払う	支払わない	支払わない （扶養）
103万超 106万未満	配偶者特別控除		支払う	
106万以上 130万未満				一定条件を満たすと支払う （一定条件を満たすと扶養から外れる）
130万以上 150万以下				国民健康保険料と国民年金保険料（一定条件を満たすと健康保険料と厚生年金保険料）
150万超	(減額)			
201万超	(配偶者特別控除なし)			

年収の壁の対応策②

令和5年10月1日～

年収106万円以上に伴う
社会保険加入に併せて

①助成金最大50万円／人
(社会保険適用時処遇改善コース)

②支援(手当を支給する場合には、
給与の一部を社会保険料の算定
対象外とする措置)



?

106万の壁とは？

従業員*101人以上の企業では、年収106万円以上になると社会保険への加入義務が生じて社会保険料が発生します(*令和6年10月より51人以上の企業で加入義務が発生)。社会保険料を支払うと、以前よりも労働時間は増えたにも関わらず手取り収入が減る場合があります。そこで、年収106万円以上にならないように就労制限をするという現象が起こっており、これが106万の壁と言われているものです。

*この従業員はフルタイム従業員+「週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員(パート含む)」の合計

?

①助成金(社会保険適用時処遇改善コース、下表)



本人負担分の社会保険料相当額の賃金増額(手当支給、賃上げ、労働時間延長)を講じること、又は週所定労働時間を4時間以上延長する等の措置を講じ、これによって新たに社会保険の被保険者要件を満たし、パートさん等を社会保険に加入させた場合には、一人あたり最大50万円助成するキャリアアップ助成金の社会保険適用時処遇改善コース(A手当等支給メニュー、B労働時間延長メニュー、C併用メニュー)が創設されました。支給額は下表の通りです。事業所が雇用保険に加入していることなど一定の要件があります。令和5年10月1日から令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。申請は各メニューともに「取組を6か月間継続した後2か月以内」です。

?

②支援(給与の一部を社会保険料の算定対象外とする措置)



被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないように、事業主が手当(社会保険適用促進手当)を支給した場合には本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。手当による保険料負担軽減の最初の対象月から2年が上限。

A. 社会保険適用時処遇改善コース(手当等支給メニュー)

社会保険適用促進手当の支給等により労働者の収入を増加させる場合

	要件	一人あたりの助成額
1年目	①賃金(標準報酬月額、標準賞与額)の15%以上分を労働者に追加支給すること(社会保険適用促進手当)	6か月ごとに10万円×2回
2年目	②賃金の15%以上分を労働者に追加支給する(社会保険適用促進手当)とともに、3年目以降、以下の③の取組が行われること	6か月ごとに10万円×2回
3年目	③賃金(基本給)の18%以上を増額させていること(労働時間の延長との組み合わせ可)	6か月で10万円

C. 社会保険適用時処遇改善コース(併用メニュー)

	要件	一人あたりの助成額
1年目	賃金(標準報酬月額、標準賞与額)の15%以上分を労働者に追加支給すること(社会保険適用促進手当)	6か月ごとに10万円×2回
2年目	上記の取組を行った上で、以下のいずれかの取組を行うこと	6か月で30万円
	週所定労働時間の延長	
	賃金の増額	
	①4時間以上	
	②3時間以上4時間未満	
	③2時間以上3時間未満	10%以上
	④1時間以上2時間未満	

B. 社会保険適用時処遇改善コース(労働時間延長メニュー)

所定労働時間の延長(表の①～④のいずれか)により社会保険を適用させる場合

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人あたりの助成額
①4時間以上	—	6か月で30万円
②3時間以上4時間未満	5%以上	
③2時間以上3時間未満	10%以上	
④1時間以上2時間未満	15%以上	

ABCともに中小企業の金額です。大企業の場合はQRコードをご覧ください。

残業（時間外労働）のカウントを

正しく行いましょう



割増賃金の内容の
詳細はQRコード



労使トラブルで一番多いのが、賃金に関する事です。

特に、**時間外労働の時間数のカウント**は間違えやすいので

注意ください。

週の労働時間が同じでも、時間外労働の時間数のカウントが、働き方により異なる場合があります。下記をご確認ください。

令和5年4月から月60時間を超える割増賃金の割増率が50%以上になっています。時間外労働の割増賃金の計算もあわせてご確認ください（2〜3ページ）。

！なお、時間外労働・休日労働をするには**1年ごとの36協定の締結・届出**が必要です。ご注意ください。

残業の数え方の間違えやすい例

②			①		
日	休み	8時間	日	休み	8時間
月	10	(2)	月	7	
火	10	(2)	火	7	
水	10	(2)	水	7	
木	10	(2)	木	8	
金	5		金	8	
土			土	8	(5)
法定時間外労働 8 時間			法定時間外労働 5 時間		

週45時間働いた①と②のケース
(起算日・法定休日は日曜日)

間違えやすい例（①②）の解説

表①のケースでは、1日8時間を超えて働いている日はありません。一方、1



時間外労働の時間数のカウント法

週間の労働時間の合計は45時間で、40時間を超えた労働は5時間です。よって、5時間の法定時間外労働となります。

表②のケースでは、1日8時間を超えて働いた日は4日あり、8時間を超えた労働の合計は8時間です（2時間×4日）。一方、1週間の労働時間の合計は45時間で、40時間を超えた労働は5時間です。後述の原則により、8時間の法定時間外労働となります。

労働時間が、1日8時間、週40時間のいずれかを超えたら、法定時間外労働の割増賃金を支払う必要があります。後述の⑦と⑧を比べて、多い方が、割増賃金の対象となる法定時間外労働の時間数となります。

⑦（1日の労働時間数18時間）の7日間の合計…日ごとに計算して、1週間の合計を出します。

⑧（週の労働時間の合計）140時間

社会保険に加入しましょう



経営者の方も
所得補償のある労災保険に
任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

社会保険適用時処遇改善
コースの助成金が創設。
最大50万円／人の助成金。
6ページ



健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります



令和5年4月～

法定時間外労働が月60時間を超えた場合には
割増賃金率が50%以上になりました

詳しくは当会まで



083-902-2365



今月の深堀り知識

「労働者の労働が、労働時間とみなされるかどうか」は
「使用者の指揮命令下に置かれているか否か」で、個別
具体的に判断されます。では、労働時間とみなされる
個別具体例をいくつか教えてください。

平成29年に労働時間の適正な把握のために使用者が
講ずべき措置に関するガイドラインが策定されました。

ここでは、そのガイドラインに掲載されている「労働
時間とみなされる3つの例」をご紹介します。ガイ
ドラインの内容は、厚生労働省のホームページにてご
確認ください。 ※右のQRコード参照

次の①②③は労働時間として扱われます。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務
に必要な準備行為（着用を義務付けられた所
定の服装への着替え等）や業務終了後の業務
に関連した後始末（清掃等）を事業場内にお
いて行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に
従事することを求められており、労働から離
れることが保障されていない状態で待機等し
ている時間（いわゆる「手待時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研
修・教育訓練の受講や、使用者の指示により
業務に必要な学習等を行っていた時間

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれて
いる時間のことをいいます。

- ★使用者の明示的・黙示的な指示により労働者が
業務を行う時間は労働時間にあたります。
- ★労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業
規則などの定めによって決められるものではなく、
客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務
づけられたものといえるか否か等によって判断され
ます。

※労働時間の適正な把握のために使用者が
講ずべき措置に関するガイドライン

